

# 教育民生委員会記録

開会年月日	令和元年6月28日	
開会時刻	午後1時27分	
閉会時刻	午後2時09分	
出席委員名	◎浜口和久 ○辻 孝記 宮崎 誠 久保 真	
	楠木宏彦 野崎隆太 福井輝夫 藤原清史	
	中山 裕司 議長	
欠席委員名	なし	
署名者	宮崎 誠 久保 真	
担当書記	野村格也	
審査案件	議案第 8 号	令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第3号） （教育民生委員会関係分）
	議案第 13 号	伊勢市観光文化会館条例の一部改正について
	議案第 14 号	伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正 について
	議案第 15 号	伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準等に関する条例の一部改正につ いて
	議案第 16 号	伊勢市子育て支援センターきらら館条例の全部改正 について
	議案第 18 号	教育用コンピュータ機器の取得について
	議案第 19 号	教育用コンピュータ機器の取得について
	議案第 25 号	神社・大湊統合小学校（みなと小学校）建設工事 （建築工事）の請負契約について
	議案第 26 号	神社・大湊統合小学校（みなと小学校）建設工事 （電気設備工事）の請負契約について
	議案第 27 号	神社・大湊統合小学校（みなと小学校）建設工事 （機械設備工事）の請負契約について
	所管事務等の 調査	新市立伊勢総合病院について
伊勢市障がい者体育祭について		
説明員	教育長、事務部長、学校教育部長、学校教育課長、	
	学校教育課副参事、文化振興課長、スポーツ課長	
	健康福祉部長、健康福祉部次長、こども課長、障がい福祉課長	
	病院事業管理者、病院経営推進部長、病院経営推進部次長、	
	経営企画課長、建築住宅課副参事 <span style="float: right;">ほか関係参与</span>	

## 審査経過

浜口委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に宮崎委員、久保委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る6月24日の本会議において審査付託を受けた「議案第8号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、教育民生委員会関係分」外9件を審査し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定した。

次に、野崎委員より当委員会の「所管事務等の調査について」、審査の依頼があり、協議の後、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後1時27分

### ◎浜口和久委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は、全員でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において、宮崎委員、久保委員の御両名を指名いたします。

本日、御審査いただきます案件は、去る6月24日の本会議におきまして、教育民生委員会に審査付託を受けました10件であります。

案件名については、審査案件一覧のとおりでございます。

お諮りいたします。

審査の方法については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら、随時行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

## **【議案第8号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）（教育民生委員会関係分）】**

### ◎浜口和久委員長

それでは、「議案第8号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書12ページをお開きください。

款3 民生費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、款3 民生費の審査を終わります。

次に、20ページをお開きください。

20 ページから 25 ページの款 11 教育費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

学校教育課のほうで、7、8のところの要保護及び準要保護児童生徒援助事業、小学校と中学校ありますけれども、この内容についてももう少しちょっと、どうして増加するのかってということについて、どのような増加なのかっていう内容についてちょっと教えてください。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

今回、補正として上げさせていただいた額なんでございますが、文部科学省の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に準じて補助を行っているところです。今年度増額の改正が行われましたので、それに伴う予算不足分を計上させていただきました。

具体的に申しますと、新入学児童生徒学用品費の単価が小中それぞれ1万円上がっておりますので、その分の増額となっております。また、補正内容の中には、認定児童の増加を当初の算定に係る認定率から、さらに増加が見込めるということがございまして、その分の予算の補正として上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

○楠木宏彦委員

はい。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、款 11 教育費の審査を終わります。

以上で、「議案第 8 号中 教育民生委員会関係分」の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようでございますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 8 号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第 3 号）中、

教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 13 号 伊勢市観光文化会館条例の一部改正について】

◎浜口和久委員長

次に、条例等議案書の 66 ページをお開きください。

66ページから74ページの「議案第13号 伊勢市観光文化会館条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

一点お聞かせをください。この中でですね、議案第 13 号の中で、別表第 2 の 1 の表にですね、波マシンとミラーボールの話がございます。これ 2 条の改正で消費税を転嫁をして 510 円という形で改めてるんですけども。3 月定例会においてですね、議案第 21 号伊勢市立公民館条例等の改正の中で、同じく教育委員会の所管の施設の中で倉田山公園野球場というのがあったんですけども、こちらでは 500 円そのまま据え置きだったんですけども、これ少し同じ 500 円の中でも値段の取り扱いが異なっていることについて、理由を聞かせいただけますでしょうか。

◎浜口和久委員長

文化振興課長。

●山口文化振興課長

ただいまの御質問にお答えいたします。まず観光文化会館のほうで上げている波マシン、ミラーボールのほうでございますが、こちらにつきましては、原価 472 円に消費税率 10% 付加しまして 519 円となり、10 円未満を切り捨てて、510 円とさせていただいております。

以上であります。

◎浜口和久委員長

倉田山野球場との違いはなんかというと。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 33 分

再開 午後 1 時 33 分

◎浜口和久委員長

休憩を閉じ会議を再開いたします。  
スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

倉田山公園野球場の 500 円の今回の当時の改正のお話でございます。倉田山公園野球場につきましては、平成 26 年に運用のほうを新しい球場として始まっております。当時 8%に導入されておりましたので、500 円の金額の算出につきましては、500 円を 1.08 で割って、1.1 を掛けてという形で 509 円 30 銭という形になりますので、10 円単位を切り捨てて 500 円という算出根拠をさしていただいておりますという状況でございます。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

つまり先ほど文化振興課長からも少し原価の説明があったと思うんですけども、建設時期によって原価の元の計算の算定の根拠が少し違うということで理解させていただいたらよろしいですか。

◎浜口和久委員長

文化振興課長。

●山口文化振興課長

そのとおりでいいと思います。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

はい、わかりました。合わせてこの際なのでお伺いしたいんですけども、こういった施設ですね、条例改正で金額の見直し等があるのは十分、そのたび都度見直していただいていることには理解をするんですけども。例えばですね、今世間的な流れとか国の流れも当然市の施策の中でも、こういった決済のときに電子決済とかクレジットカード払いなんか、国自体が進めているような状況だと僕は理解をしているんですけども、こういった金額の調整だけじゃなくてですね、そのあたりも取り組んでいくべきではないかなと、消費税への転嫁に合わせて例えばクレジットカードのポイントの還元みたいな話もあるので、そういったことも合わせて考えていくべきじゃないかなと思うんですけども。そのあたり、文化会館でも結構ですし、教育委員会の施設全体でも結構なんですけども、電子決

済というのはどれぐらい進んでるのかをちょっと聞かせください。

◎浜口和久委員長  
暫時休憩します。

休憩 午後 1 時36分  
再開 午後 1 時36分

◎浜口和久委員長  
休憩を閉じ会議を再開いたします。  
所管の施設だけで結構なんで、お答えいただけますか。  
文化振興課長。

●山口文化振興課長  
文化振興課が所管している施設等について申し上げますと、現在、状況としましては、クレジットカードとか電子マネーの決済を導入しておりません。ただ、世間の動きというのもありますので、また今後、市の関係部署とも協議しながら、対応していきたいと考えております。  
以上です。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員  
わかりました。例えば観光とかほかのところでですね、市の施策として導入を民間の企業にお願いしてるところもありますので、市はやってないかというような形で言われないうようにと、そういうふうな形で言われる可能性があるということだけ心にとめていただければと思います。結構です。

◎浜口和久委員長  
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長  
他に御発言もないようですので、以上で議案第 13 号の審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長  
ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。「議案第 13 号 伊勢市観光文化会館条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

**【議案第 14 号 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について】**

◎浜口和久委員長

次に、75 ページをお開きください。

75 ページから 78 ページの「議案第 14 号 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 14 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 14 号 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

**【議案第 15 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の一部改正について】**

◎浜口和久委員長

次に、79 ページをお開きください。

79 ページから 86 ページの「議案第 15 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 15 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 15 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準等に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

### 【議案第 16 号 伊勢市子育て支援センターきらら館条例の全部改正について】

◎浜口和久委員長

次に、87 ページをお開きください。

87 ページから 90 ページの「議案第 16 号 伊勢市子育て支援センターきらら館条例の全部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

宮崎委員。

○宮崎誠委員

私からは一件だけお聞かせいただければと思っております。今回、きらら館の条例のほうを全部改正という形で、御園のほうにも新設される施設を含めてですね、既存のこども園や保育所、保育園のほうの支援センターという形で開設いただくということになっておりますが、これまで現施設としては、きらら館以外の条例がなかったというふうに私自身は確認しておるんですが、今までの運用方法と、変更箇所があるのであればそこだけ教えていただきたいと思えます。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

これまでの伊勢市子育て支援センター条例というものがなく、きらら館条例というところで、どういうふうに運用してきたかということだと思えるんですけども、今までは、ほかのこの子育て支援センターの中の、明倫、しごう、二見、この子育て支援センターにつきましては、保育所内で実施しておるというふうに位置づけをしておりまして、保育所のほうでやっておるということでございました。小俣の子育て支援センターは、小俣の保健センター内のほうで実施のほうをしておるんですけども、保育所、小俣保健センターそれぞれの施設設置に関する条例のほうがありまして、独立した施設となっている子育て支援センターきらら館のみの条例に規定をしていたというのが今までの現状でございます。

今後なんですけれども、今回新たに子育て支援センター条例というものを設けることにつきましては、今まで子育て支援センターきらら館のほうには、きらら館の館長を置いておりました。他の施設につきましては、保育所の所長、園長が所管をする長というふうになっていたんですけども、ここに子育て支援センターのセンター長という形で、園長



がそこを担うというふうな形でセンター長を置くということで変更になってきます。大きな運用につきましては、そういうところが変更になってきます。

○宮崎誠委員

ありがとうございます。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

他に御発言もないようですので、以上で議案第 16 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 16 号 伊勢市子育て支援センターきらら館条例の全部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 18 号 教育用コンピュータ機器の取得について】

◎浜口和久委員長

次に、97 ページをお開きください。

97 ページから 99 ページの「議案第 18 号 教育用コンピュータ機器の取得について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 18 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようでございますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 18 号 教育用コンピュータ機器の取得について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

**【議案第 19 号 教育用コンピュータ機器の取得について】**

◎浜口和久委員長

次に、100 ページをお開きください。

100 ページから 102 ページの「議案第 19 号 教育用コンピュータ機器の取得について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 19 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようでございますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 19 号 教育用コンピュータ機器の取得について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

**【議案第 25 号 神社・大湊統合小学校（みなと小学校）建設工事（建築工事）の請負契約について】**

◎浜口和久委員長

次に、追加で配布されました条例等議案書の 1 ページをお開きください。

1 ページから 10 ページの「議案第 25 号 神社・大湊統合小学校（みなと小学校）建設工事（建築工事）の請負契約について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 25 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようでございますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 25 号 神社・大湊統合小学校（みなと小学校）建設工事（建築工事）の請負契約について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

**【議案第 26 号 神社・大湊統合小学校（みなと小学校）建設工事（電気設備工事）の請負契約について】**

◎浜口和久委員長

次に、11 ページをお開きください。

11 ページから 13 ページの「議案第 26 号 神社・大湊統合小学校（みなと小学校）建設工事（電気設備工事）の請負契約について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 26 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 26 号 神社・大湊統合小学校（みなと小学校）建設工事（電気設備工事）の請負契約について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

**【議案第 27 号 神社・大湊統合小学校（みなと小学校）建設工事（器械設備工事）の請負契約について】**

◎浜口和久委員長

次に、14 ページをお開きください。

14 ページから 16 ページの「議案第 27 号 神社・大湊統合小学校（みなと小学校）建設工事（器械設備工事）の請負契約について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 27 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 27 号 神社・大湊統合小学校（みなと小学校）建設工事（機械設備工事）の請負契約について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査はすべて終了しました。

御諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

## 【所管事務等の調査】

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

すいません、委員長。ここです、当委員会の所管事務について、二点、審査の事項としてお願いをしたいということで発言をさせていただければと思います。

◎浜口和久委員長

はい、どうぞ。

○野崎隆太委員

まず一点目が、先日報告がありました、新市立伊勢総合病院の令和元年5月21日に発生をした雨漏りについて報告がありましたけども、こちらの詳細について、ぜひ委員会の本日の審査の事項として追加をいただければと思います。

もう一点、先日行われました伊勢市の障がい者体育祭において、少し運営について、私疑義を感じておりますので、その点も少し合わせてお聞かせをいただければと思います。

◎浜口和久委員長

ただいま野崎委員から、新市立伊勢総合病院の先日報告がありました雨漏りの詳細について、及び伊勢市障がい者体育祭について、質問をしたいというふうな御発言がありました。

野崎委員の質問を認める場合、委員会の決定が必要であります、伊勢市議会会議規

則第 103 条第 1 項に基づく所管事務等の調査についてを実施することになります。

また、所管事務調査の実施につきましては、その所管に属する事務について、調査しようとするときは、その事項、目的等をあらかじめ議長に通知しなければならないと規定されております。このことについていかがいたしましょうか。

◎浜口和久委員長  
福井委員。

○福井輝夫委員。

今、野崎委員からの申し出についてなんですけど、会議規則第 103 条第 1 項のほうに定められているとおりの、もしそれをするのであれば議長にということなんですけど、定められているように進めれば、その問題点があるんだらうというようなことであればですね、大いにそれを利用して、進められたらどうかと思いますので、したらいいかと思います。

◎浜口和久委員長  
皆さんどうですか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

それではお諮りいたします。

調査事項は新市立伊勢総合病院、先日の御報告のありました雨漏りの詳細について、及び伊勢市障がい者体育祭について、ただいまから所管事務調査を実施することと決定いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、所管事務等の調査についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 49 分

再開 午後 1 時 50 分

◎浜口和久委員長

それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

野崎委員の発言を求めます。

まず、二項目ありますので、まず最初に新市立伊勢総合病院の雨漏りの詳細について、御発言をお願いいたします。

野崎委員。

○野崎隆太委員

このたびは私の申し出を受けていただきまして誠にありがとうございます。それでは、早速ですが、お伺いさせていただきます。先日、新市立伊勢総合病院の雨漏りについてということで、令和元年6月25日に各議員に対して、資料配付という形で雨漏りの報告がございました。

この雨漏りについてですけれども、配付資料によりますと、令和元年5月21日午前1時17分に発生した大雨により、っていうことで報告がなされております。資料の配付が1カ月経ってからという話なんですけれども、まず一つ当然として、建ってから半年前後の状況ですね、雨漏りが起きるということ自体がそもそも大きな問題ではないかと私は思っております。そのことについてどう考えているのかというのが一点と、あともう一つ、少し時系列の確認をさせていただきたいんですけれども、これですね、配付資料は6月25日ということで記載があるんですけれども、私が聞いているところによりますと、議会側からの問い合わせがあって、それに対しての回答で雨漏りが発覚したと。議会側から、市民の方から雨漏りがあったという形で聞いていると、どうなんだということに対して、実はありましたということで、正副議長のところ連絡があったというふうに聞いているんですけれども、その流れで間違いがないか、この二点ちょっと聞かせください。

◎浜口和久委員長

病院経営推進部長。

●西山病院経営推進部長

野崎委員の御質問の前にですね、今回の雨漏りの事件につきまして、御心配それから御指摘をいただきました今般の報告になってしまったことにつきまして、改めてお詫びを申し上げる次第でございます。誠に申しわけございませんでした。

新病院は、市民や多くの関係者の思いの中ですね、多額の市民の税金を使わせていただいて、新たに建築をさせていただいたものでございます。当方といたしましても、今回の事案につきましては、大変重く受け止めているところでございます。先ほどの時系列につきまして、また、担当のほうから改めて御説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎浜口和久委員長

経営企画課長。

●奥田経営企画課長

それでは、新病院における雨漏りについて御説明のほうをさせていただきます。5月21日未明の大雨警報による豪雨によりまして、1階の各診療科に面する南側スタッフ通路の一部に雨漏りが発生いたしました。翌日に施工業者が現地確認を行ったところ、原因は2階東側のリハビリ庭園外周に設置したアルミ製の笠木の部分から雨水が進入したものと判断し、その笠木を取り外したところ、雨水の浸入を防ぐためのシーリングが一部接着不良であることが判明いたしております。これを受けまして、当該部分を含め、同じ工法

で施工したすべてのアルミ製の笠木につきまして、防水処理及び点検を完了いたしております。なお、今回の案件につきましては、建設工事請負契約書の瑕疵担保の条項に従いまして、施工業者の責任においてすべての補修と費用の負担を完了いたしております。

以上です。

◎浜口和久委員長

病院経営推進部次長。

●佐々木病院経営推進部次長

私からは、二点目の指摘があつてからではないかというふうなところの御回答をさせていただきます。今回、雨漏りがあつた場所がスタッフ専用通路でありましたので、幸い市民の方々、それから患者さんに医療サービスの低下を招くことがなかったことのほか、瑕疵責任により、費用負担は請負業者であつたことなどから、その時点では議会への報告というところまでは、思い至っておりませんでした。大変申しわけなく思っております。

今般、御指摘をいただき、報告させていただいた次第でございます。多大な御心配をおかけし、また議会への御報告が遅くなり、大変申しわけなく思っております。どうもすいませんでした。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

今の御答弁からすると、そのまま受け取ると、我々議会側からの指摘がなければ、多分これずっと報告をする予定がなかったっていうような理解だと思うんですけども。当然建ってから半年でこういうことがあつたっていうのは、それ自体が問題と先ほども言ったように、当然ですけども、これ例えば、今から半年後でも結構ですし、1年後でも結構ですけど、何か違うことが起きて、もしくはこれに近いところで雨漏りが、同じものが起きてですね、1年も経ってないのについていう話の中で、実は以前もあつたんですっていう形で出てくると、これは当然その、ほかにもあつたんじゃないかっていうような不信感につながると思います。これは単に病院だけの話じゃなくて、ひょっとすると市のほかの施設も含めて、建つてすぐの雨漏りであるとか、こういうことは全部隠されているものがいっぱいあるんじゃないかというのは、議会側と病院側が独立するものかというはちょっと置いて、企業会計ということは置いてですね、やっぱりこういうのはきちっと報告を、特に今回の場合は、別に病院の方が施工したわけではないので、どちらに責任があるかっていうのは先ほど建設業者側だということで、しっかり御答弁いただいておりますので、報告をすることで、やっぱり信頼関係が築けるものも、報告がないことで議会と病院が信頼関係が築かれていくことがなかなか難しいなというふうな事象につながると思っています。これは我々議員だけじゃなくてですね、当然これは、市民側から見たときに、そんな話知ってるかっていう話を僕ら議員がどっかで聞いたときに、全然報告受けてないわっていう

話になったら、それは何でそんなことも報告せんのやって、次は市民の側から見てもですね、非常にひょっとするとそこにグレーな部分、隠蔽をするような体質があるんじゃないかという、いらんことまで疑われることなると思っております。やっぱ200億から、総事業費ですね、全部で大きな税金をかけるということで、散々議論がなされた施設でもありますので、やはりですね、そのあたりの扱いはもっとその市民に対してなるべくオープンに慎重にしていくべきではないかと私は思っております。

今後、当然こういうことが、本当に軽微なことはどこまでかっていうのは別にしても、同様の事案が起きたときは必ず報告をしていただけることをちょっとこの場でお約束をいただければと。

◎浜口和久委員長

病院経営推進部長。

●西山病院経営推進部長

はい、誠に申しわけございません。野崎委員のおっしゃるとおりかと思えます。今回の事案につきましては、病院独自ですね、先ほど次長が答弁をさせていただきましたように、そういった思いから、御報告までは至らなかったということでございますが、これは病院の担当としての不徳のいたすところというところで誠に申しわけなく存じます。

これを受けてですね、そういった多大な税金を使って建てた建物ということを再度認識して、こういった事象につきましては、逐次報告をさせていただきたいと、このように感じております。

以上です。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

はい、わかりました。市民と議会も当然その病院や行政側と敵対関係ではないので、協力していいものをつくってこうっていう話なんで、信頼関係をなるべくたくさん築けるような形をとっていただければと思います。

もう一点、合わせてこの病院の話でお伺いしたいんですけども。通常の民間のマンションなんかがあれば、例えば、あのマンション雨漏りしたんだったというような話が流れたときに、不動産価値の減少というものが考えることができるケースもあると思っております。今回のケースのこの雨漏りの程度とかには当然よと思うんですけども、そのあたり法的に不動産価値が下がったかどうかというのを、例えば損害賠償の基準とかになるのならんのかっていう話も含めて、今回その施工に関しては瑕疵担保の中でやっていただいたっていう話ですけども、不動産価値の減少とかそのあたりの法的な責任までは、どのあたりまで詰められているのかだけお聞かせください。



◎浜口和久委員長  
建築住宅課副参事。

●坂谷建築住宅課副参事

すいません、このたびは私ども工事監督させていただきました担当者から損害賠償につきましては、現段階ではですね、医療機器とか、診療の業務にですね、影響がなかった、損害が認められなかったということで、保障を求めるところまでは考えてはございません。契約の条項に従いまして、先ほど申しましたように瑕疵担保責任の範疇におきまして、建物の性能を保持するための対応を求めていくということで、そこまででとどめることというふうに考えております。

以上でございます。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員  
一番終わってみんなで語るかたちでよかったですか。

◎浜口和久委員長  
何を語る。  
暫時休憩します。

休憩 午後 2 時00分  
再開 午後 2 時00分

◎浜口和久委員長  
休憩を閉じ会議を再開いたします。  
野崎委員。

◎野崎隆太委員

失礼しました。先ほど不動産価値の減少という話を少しさせていただいたんですけども、機器の話はわかりましたので、そのあたりももし調べられるようであれば、一度そういう事例が過去ほかにあったのかとか、不動産価値が減少してそういう対象になるかということとは、研究をしていただければと思います。この項については僕からは以上でございます。

◎浜口和久委員長  
この項につきまして、他に皆さん御発言はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長  
よろしゅうございますか。

はい、議長。

○中山裕司議長

今、いろいろと野崎委員のほうから指摘があったんですけども、その瑕疵担保とか、そんなもの以前の問題なんですよ、これは。だからこれは施工業者が完全に伊勢市民を裏切ったということなんですよね、これは。半年しか経ってない、そういう建物に雨漏りが発生するというようなことは、あってはならないことなんですよ。だからさっきの建築の答弁なんてのは全く無責任極まりない。当然、雨漏りで担保価値は減少していくことは当たり前のことなんや。それはありませんで業者と話しして請求しませんなんてようなことは、この雨漏りを自分らが責任はないけれども、軽々しく思っとるということや、問題は。200億も金かけたことに関して、その後議会で十分いろいろ議論してきたやないか今まで。それを半年の間において雨漏りが発生するなんていうようなことは、普通一般的に個人住宅、自分が家建てたときに半年経って雨漏りしたとき、どういう感情を持つ。それをどこへ向けて、その矛先を向けてくんやということやんか。当然、不動産担保価値なんかはものすごく減少しとるわけや。

だからそういう今の話やけども、病院には何も責任はないけども、病院側のこの問題に対する対処の姿勢、考え方が間違えとるということなんや、何も責任はないという、病院には。だからそんなところの業者にさせてということが問題なんやないか。だから不動産担保価値が減少するなんてゆうことは重大な問題やから、契約書の中にはありませんやなしに、契約書の中に当然それが条項としてあってしかるべき。だからもう一回業者と話をしてきちっと議会に報告せい、それは。以上。

◎浜口和久委員長

他に御発言はございませんか。

よろしいですか。

それではですね、次に、伊勢市障がい者体育祭について、御発言はございませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

この項でも少しお伺いさせていただければと思います。先日6月の22日に伊勢市の障がい者体育祭というのが挙行されました。多くの障がい者の皆さんが参加をされた大会だったんですけども、少しですね、この大会の開会式においてですね、特段これ公金を使って市側の主催ではないにしても、ほとんどの運営の資金を市が出資するような会だと僕は思っておりますので、その中で市も実行委員会に入っている組織の中でですね、ちょっと開会式のあいさつにおいて、おそらく来賓として本来扱われるべきでない方が、またその特定の選挙の候補者という形で報道される方が開会式においてあいさつをされる場面があったと思うんですけども。市の公金が支出される行事としてはあまり適切な形ではないかなと私は思ってるんですけども。その順番というか、シナリオというか、市はあれ把握をされていたのか、ちょっとまずお聞かせください。

◎浜口和久委員長  
障がい福祉課長。

○濱口障がい福祉課長

今回の障がい者体育祭なんですが、シナリオプログラム順にさせていただくような形で、シナリオもできてまして、特にあいさつが入るという想定は全くございませんでした。以上です。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

市はあいさつがあること自体知らなかったってということですか。実行委員会委員として市側から入っている方という形でも結構です。

◎浜口和久委員長  
障がい福祉課長。

○濱口障がい福祉課長

市の職員も、あと実行委員のほとんどが知らない状況の中で、あのあいさつが行われたってというような状況です。以上です。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。過ぎてしまったことなので、そこにさかのぼってどうのこうのとまでは言いませんけども、実際司会の呼び上げとかがあってですね、そこに至るまで、誰も止める人がいなかったっていうのは一つ問題ですし、実行委員会としてじゃあ意思決定をどなたがされるのかというときに、実行委員側がだれも知らなかった、ほとんど知らなかったところで意思決定をされたというのは、組織として若干、既にその時点で問題があるんじゃないかなと思っております。

先ほども申しましたように、少しあいさつの中で、政治的な話もあったのが事実なので、他の主催行事も含めて、同じことがないように再発の防止とですね、今後行事においても慎重な運営をちょっと担当課だけじゃなくてですね、今回の担当課以外にもちょっと、その辺は慎重になっていただければなと思っております。というのは、公職選挙法というのが当然あれば、今回に関しては市の過失はないと思っておりますので、逆にこんなことで市が責められるような話があってはいかないので、ちょっとそのあたり市が関わっている部分は慎重にさせていただければと思います。

◎浜口和久委員長  
健康福祉部長。

○鳥堂健康福祉部長

ただいま、委員の御指摘をいただいた件に関しましては、私ども調査をさせていただきましたところ、当然それまでの打ち合わせにないことを突発的になされました。そういったことがございましたので、今後につきましては、打ち合わせどおりにやっていただくように、また実行委員会において、やっていただいておりますこととはいえ、やはり守るべき部分がございますので、そういったところについては申し出をいたしまして、今後このようなことのないように努めたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

◎浜口和久委員長  
よろしいですか。

○野崎隆太委員  
はい。

◎浜口和久委員長  
他の委員さんは御発言よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

それでは御発言もないようでございますので、所管事務等の調査についてを終わります。

以上で御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

どうも皆さん御苦勞さんでございました。

閉会 午後 2 時 09 分

上記署名する。

令和元年 6 月 28 日

委 員 長

委 員

委 員